

奈良県ひとり親養育費確保事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 知事は、地域における母子家庭等対策の一層の普及促進を図るため、養育費の取り決めを行う母子家庭の母又は父子家庭の父、離婚を考えている父母及び離婚後においてこどもと別居している親(以下「ひとり親」という。)に対し、次条に定義する事業に要する経費について、予算の範囲内において補助金を交付するものとし、その交付に関しては、奈良県補助金等交付規則(平成成8年6月奈良県規則第8号)に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

(補助対象事業)

第2条 この要綱において、補助金の交付の対象となる事業は、令和元年6月26日子発0626第2号「離婚前後親補助モデル事業の実施について」に基づき、奈良県が行う養育費確保事業(養育費に関する公正証書の作成等に必要費用及び保証会社と養育費保証契約を締結する際に必要な費用への補助事業)とする。

(補助対象者)

第3条 対象者は、申請時において、県内に居住するひとり親であって、次の受給要件の全てを満たす者とする。

(1) 養育費に係る公正証書作成等費用補助事業

ア 養育費の取り決めに係る債務名義(公正証書は強制執行認諾約款付きのもの)を有し、経費を負担した者

イ 養育費の取り決めの対象となる児童を現に養育している者

ウ 過去に本事業又は他事業(奈良市・生駒市の同等事業を含む)で同申請内容での補助を受給されていない者又は受給予定でない者

(2) 養育費に係る保証契約における保証料補助事業

ア 養育費の取り決めに係る債務名義を有し、保証会社と1年以上の養育費保証契約(保証会社が、養育費支払義務者が養育費受取権利者に支払うべき養育費を養育費受取権利者に対して保証していること)を締結している者

イ 養育費の取り決めの対象となる児童を現に養育している者

ウ 過去に同一児童を対象として、同様の補助を受給されていない者又は受給予定でない者

(対象経費及び補助金額)

第4条 対象経費は別表第1欄の事業区分ごとに別表第3欄のとおりとし、補助額は別表第2欄の基準額と別表第3欄に定める対象経費の実支出の合計額を比較して少ない方の額とする。

(補助金の交付申請)

第5条 補助を受けようとする者(以下「申請者」という。)は、奈良県ひとり親養育費確保事業補助申請書兼実績報告書(様式1)に次に掲げる書類を添付し、公正証書等を作成した日又は養育費保証契約を締結した日の属する年度内に知事に申請しなければならない。ただし、期限までに提出することができない合理的な理由がある場合は、この限りではない。

(1) 養育費に係る公正証書作成等費用補助事業

ア 養育費の取り決めをした文書(公正証書、調停調書、判決書等の債務名義化した文書に限る。)

イ 補助対象となる経費の領収書等(領収書には、宛先、領収年月日、領収金額、取引内容、領収者の住所及び氏名の記載及び領収印があるもの。郵便局及び官公署が発行する領収書又はレシートについては、上記の項目を満たさずとも、正規の領収書とみなして取り扱うこと

ができるものとする。支払いにクレジットカード等を利用したことで領収書がない場合は、代わりにクレジット契約証明書等を添付するものとする。)

ウ 申請者及び養育費の取り決めの対象となる児童の戸籍謄本又は抄本及びこれらの者の属する世帯全員の住民票

エ その他 知事が必要と認めるもの

(2) 養育費に係る保証契約における保証料補助事業

ア 養育費の取り決めをした文書(公正証書、調停調書、判決書等の債務名義化した文書に限る。)

イ 保証会社と締結した養育費保証契約書(保証期間は1年以上とする。)

なお、養育費権利者、養育費支払義務者、養育費対象子はアと同じ内容であること。

ウ 補助対象となる経費の領収書等(領収書には、宛先、領収年月日、領収金額、取引内容、領収者の住所及び氏名の記載及び領収印があるもの。郵便局及び官公署が発行する領収書又はレシートについては、上記の項目を満たさずとも、正規の領収書とみなして取り扱うことができるものとする。支払いにクレジットカード等を利用したことで領収書がない場合は、代わりにクレジット契約証明書等を添付するものとする。)

エ 申請者及び養育費の取り決めの対象となる児童の戸籍謄本又は抄本及びこれらの者の属する世帯全員の住民票

オ その他 知事が必要と認めるもの

(補助金の交付決定等)

第6条 知事は、前条による申請があったときは、当該申請の内容を審査し、交付すべきものと認めるときは、交付を決定するとともに、補助金の額を確定し、申請者に対し奈良県ひとり親養育費確保事業交付決定通知書兼額確定通知書(様式2)により通知するものとする。

2 知事は補助金の交付の目的を達成するため必要があると認める場合には、必要な条件を付けるものとする。

3 知事は、前2項の審査の結果、補助金を交付することが不相当であると認めるときは、理由を付して奈良県ひとり親養育費確保事業不交付決定通知書(様式3)により申請者に通知するものとする。

(交付時期)

第7条 知事は、交付を決定したときは、決定した日の翌日から起算して概ね30日以内に申請書に記載された口座に決定金額を振り込むものとする。

(交付決定の取消し)

第8条 知事は、申請者が虚偽その他不正な手段により交付を受けたとき、養育費保証契約を保証期間中に解約されたとき(養育費受取権利者の責によらない場合を除く。)又は他の自治体において同一対象経費に対する補助金の交付が判明したときは、奈良県ひとり親養育費確保事業交付決定取消通知書(様式4)により第5条の規定による交付決定額の全部または一部を取消し、又は交付決定額の返還を求めることができる。

(雑則)

第9条 この要綱に定めるもののほか、事業の実施に関し必要な事項は知事が別に定める。

附 則

(施行期日)

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

別 表

1事業区分	2基準額	3対象経費
1 養育費に係る公正証書作成等費用補助事業	43,000 円	公証人手数料(公証人手数料令(平成5年政令第224号)に定める公証人が受ける手数料(養育費の取り決めに係る部分に限る))、家庭裁判所の裁判又は審判若しくは調停に要する収入印紙代、戸籍謄本等の取得に要する手数料
2 養育費に係る保証契約における保証料補助事業	50,000 円	保証会社と養育費保証契約を締結する際に要した経費のうち保証料として本人が負担した費用、戸籍謄本等の取得に要する手数料

奈良県ひとり親養育費確保事業交付決定通知書 兼 額確定通知書

第 号
年 月 日

様

奈良県知事

年 月 日付けで申請のあった奈良県ひとり親養育費確保事業については、下記のとおり交付することを決定し、額を確定したので通知します。

記

申請者	フリガナ	電話番号	
住所	〒		
補助金額 (決定額)	円		
備考			

<注意事項>

以下の場合、交付決定額の全部または一部を取消し、又は交付決定額の返還を求められます。

1. 補助金の給付後、申請者が申請書の虚偽その他不正な手段により交付を受けたことが判明したとき
2. 養育費保証契約を保証期間中に解約されたとき(養育費受取権利者の責によらない場合を除く。)
3. 他の自治体において同一経費を対象にした補助金を受給していることが判明したとき

奈良県ひとり親養育費確保事業不交付決定通知書

第 号
年 月 日

様

奈良県知事

年 月 日付けで申請のあった奈良県ひとり親養育費確保事業補助については、下記のとおり不交付とすることに決定したので通知します。

記

申請者	フリガナ	電話番号	
住所	〒		
不交付の理由			
備考			

奈良県ひとり親養育費確保事業交付決定取消通知書

第 号
年 月 日

様

奈良県知事

年 月 日付けで申請のあった奈良県ひとり親養育費確保事業は、下記のとおり取り消すことを決定したので通知します。

記

申請者	フリガナ	電話番号	
住所	〒		
取り消しの理由			
取り消す金額			
備考			